

事業登録申請の手引き (建築物清掃業)

令和 7 年 4 月

大津市保健所 衛生課

目 次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p1
- 一般的な手続きの流れについて・・・・・・・・ p2
- 登録の申請方法及び登録基準について・・・・・・・・ p3～p5
- その他必要な手続きについて・・・・・・・・ p6～p7
- 各種申請書等の様式について・・・・・・・・ p8～p18
- 登録申請書の記載例について・・・・・・・・ p19～p26

《お問い合わせ先》

大津市保健所衛生課

〒520-0047

大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 2 階

TEL：077-522-7372

FAX：077-522-7373

はじめに

建築物における衛生的環境の確保に関する事業（建築物管理業）の登録は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項に規定する以下の 8 事業について、大津市保健所長に申請することにより受けることができます。

なお、本登録を受けなければ当該事業を行うことができないというものではありませんが、登録を受けたもの以外は登録を受けた旨の表示をすることはできません。

～建築物管理業の登録制度～

ビル等の建築物の維持管理には専門的知識や経験、特別な機械器具等が必要となることから、その業務を第三者に委託されることがあります。これら業者の資質の向上と従事者の技術・技能の向上を図ることを目的として、一定の基準を充足していることを要件とする登録制度が設けられたものです。

なお、この登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準（物的要件）、事業に従事する者の資格に関する基準（人的要件）及び作業の方法や機械器具の維持管理方法等に関するその他の事項に関する基準（その他の要件）に大別されます。

（１）登録を受けられる事業

事業	業務内容	手数料
建築物清掃業	建築物内の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。）	37,000 円
建築物空気環境測定業	建築物内の空気環境（温度、湿度、浮遊粉じん量、一酸化炭素濃度、二酸化炭素濃度、気流）の測定を行う事業	37,000 円
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業	37,000 円
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について、「水質基準に関する省令」の表の下欄に掲げる方法により水質検査を行う事業	37,000 円
建築物飲料水貯水槽清掃業	建築物の飲料水貯水槽（受水槽、高置水槽等）の清掃を行う事業	37,000 円
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業	37,000 円
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物内において、ねずみ昆虫等、人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業	37,000 円
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業	47,000 円

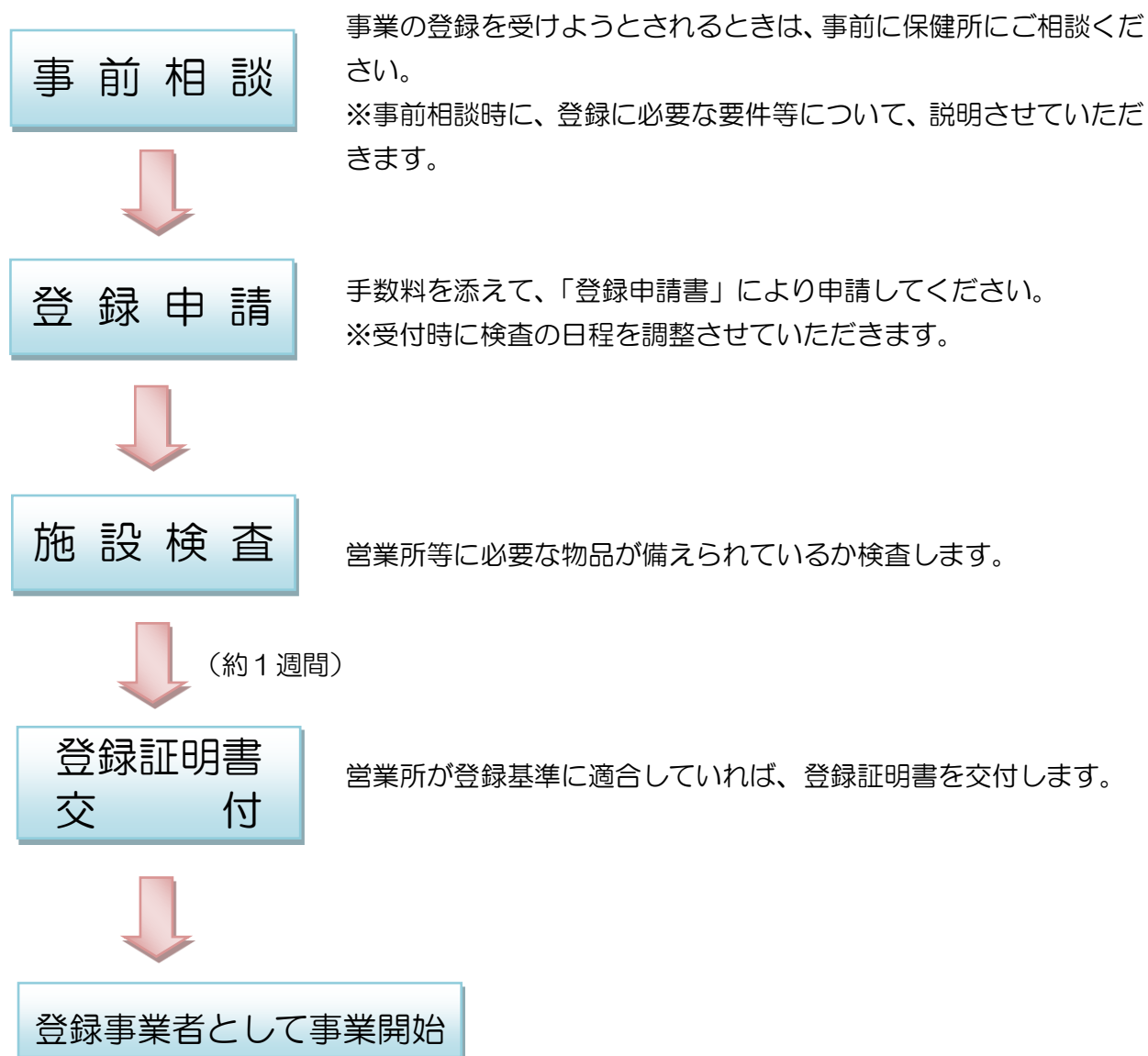
（２）営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行われます。営業所とは、客観的に見て営業上の活動の中心と見られる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて単独で契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているところです。

（３）登録の有効期間

登録の有効期間は、登録の日から６年間であり、この期間を超えて登録事業者である旨の表示をしようとするときには、再登録を受ける必要があります。

１．一般的な登録手続きの流れ



2. 登録の申請方法

建築物清掃業の登録及び再登録を受けようとするときは、おおむね2週間前までに申請してください。

【申請に必要なもの】

- 手数料 37,000 円
- 登録申請書（様式第4号）
- 添付書類（記載例を参考に記載してください。）
 - ・設備・機器名簿
 - ・監督者等名簿
 - ・清掃作業監督者の資格を証する書面（清掃作業監督者講習会修了証書の写し）
 - ・研修実施状況（実績及び計画）
 - ・作業実施方法等

3. 登録の基準

（1）物的要件

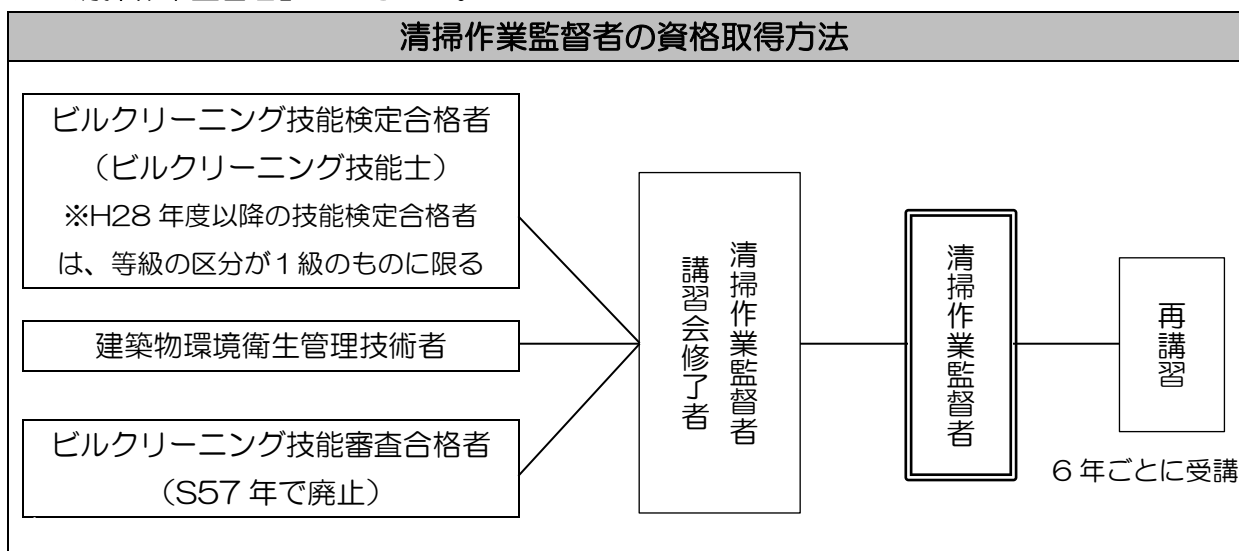
次の機械器具等を所有していること。

機械器具
① 真空掃除機
② 床みがき機

（注）物的要件は、営業所ごとに常備されていること。また、原則として借入れは認められません。同一の機械器具で、2つ以上の事業の登録を受ける、または、2か所以上の営業所の登録を受けることはできません（共用できません）。

（2）人的要件

ア 「清掃作業監督者」がいること。



（注）清掃作業監督者は、他の登録営業所の同監督者として登録はできません（兼任できません）。また、他の登録業種の有資格者としての登録もできません（兼任できません）。さらに、特定建築物に選任される建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）との兼任もできません。

イ 清掃作業従事者は研修を修了していること。

清掃作業従事者の研修について	
①実施主体	事業者、又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるもの
②研修内容	清掃用機械器具等及び清掃用資材の使用法、清掃作業の安全と衛生に関するもの。また、最新の知見を踏まえるとともに、受講者の技能の程度に応じたもの
③指導者の要件	清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目について十分な知識、技能を有する者
④研修の頻度・時間	清掃作業従事者全員が1年に1回以上、年間7時間以上受けられること（回数を分けて実施してもよい）。

（注）新規登録申請の場合には、過去1年間に従事者研修を実施していること、及び今後1年間の計画を立てることが必要です。また、再登録申請の場合には、過去6年間に従事者研修を実施していること、及び今後1年間の計画を立てることが必要です。

（3）その他の要件

清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準（平成14年厚生労働省告示第117号）に適合していること。

ア 清掃作業工程（日常清掃以外の箇所の定期点検に関する事項を含む）	
◎床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗装等を行うこと。（告示第117号 第一の一）	
◎カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。（告示第117号 第一の二）	
◎日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。（告示第117号 第一の三）	
イ 機械器具等の点検の方法	
◎真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期的に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。（告示第117号 第一の五）	
ウ 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法	
◎建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。（告示第117号 第一の四）	
◎廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期的に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。（告示第117号 第一の六）	
エ 作業計画及び作業手順書の策定	
◎アからウまでに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。（告示第117号 第一の七）	

オ 清掃作業等に係る点検、適切な措置
◎エに掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。（告示第117号 第一の八）
カ 業務の実施者及び委託した業務の実施状況の把握方法
◎清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあっては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間（以下「受託者の氏名等」という。）を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法がアからウまでに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。（告示第117号 第一の九）
キ 苦情及び緊急の連絡に対する体制
◎建築物維持管理権原者又は建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第6条に規定する建築物環境衛生管理技術者（以下単に「建築物環境衛生管理技術者」という。）からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。（告示第117号 第一の十）

4. 主な関係機関（令和7年3月時点）

事項	実施機関	所在地	電話
監督者講習会 同 再講習会	公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター	東京都千代田区 大手町一丁目6-1	03(3214) 4624
監督者講習会 同 再講習会 ビルクリーニング技能検定	公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会	東京都荒川区西日暮里 五丁目12-5	03(3805) 7560
従事者研修	一般社団法人 滋賀ビルメンテナンス協会	滋賀県大津市 栄町20-11	077(534) 4847

5. その他必要な手続きについて

(1) 変更の届出

登録業者は次の事項に変更があったときは、その日から 30 日以内に保健所長にその旨を届出する必要があります。

- ・氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
- ・登録基準に係る主要な機械器具その他の設備
- ・清掃作業監督者
- ・作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法
- ・登録基準に係る主要な機械器具その他の設備、監督者等並びに作業及び作業に使用する機械器具その他の設備の維持管理の方法

【届出に必要なもの】

○登録事項等変更届出書（様式第 5 号）

○添付書類

ア 主要な機械器具の変更の場合

変更後の機械器具の概要を記載した書面

イ 清掃作業監督者の変更の場合

変更後の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類

ウ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法の変更の場合

変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

(2) 廃止の届出

登録業者は、登録に係る業務を廃止したときは、その日から 30 日以内に保健所長にその旨を届出する必要があります。

【届出に必要なもの】

○登録事業廃止届出書（様式第 6 号）

○添付書類

- ・登録証明書

⇒登録証明書を紛失している場合は、登録証明書紛失届を添付する。

（３）書換え交付の申請

登録業者は、変更の届出(登録証明書の記載事項に変更を生じるものに限る。)をしたときは、保健所長に登録証明書の書換え交付を申請することができます（手数料なし）。

【届出に必要なもの】

○登録証明書書換え交付申請書（様式第 7 号）

○添付書類

・登録証明書

⇒登録証明書を紛失している場合は、登録証明書紛失届を添付する。

（４）再交付の申請

登録業者は、登録証明書を破損し、汚損し、又は亡失したときは、保健所長にその再交付を申請することができます（手数料なし）。

【届出に必要なもの】

○登録証明書再交付申請書（様式第 8 号）

○添付書類

・登録証明書（破損又は汚損の場合に限る。）

⇒登録証明書を紛失している場合は、登録証明書紛失届を添付する。

様式第 4 号（第 4 条関係）

登録申請書 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定により、登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		受 付 欄
申請者	ふ り が な 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） ー
登録を受けようとする事業の区分		
営業所の名称		
営業所の所在地		
営業所の責任者の氏名		

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

2 申請者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載すること。

設 備 ・ 機 器 名 簿

年 月 日現在

名 称	型 式	数 量	購入年月日

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

監督者等名簿

年 月 日現在

監督者・実施者等の別	氏 名	業 務 範 囲	経験年数	資 格 の 種 別	資格取得年月日
(注1)		(注2)		(注3)	

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業の場合は防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者および空気環境測定実施者について記入する。

(注2) 監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を書く。

(注3) ○○講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。

研 修 実 施 状 況 (計 画)

(自 年 月 日 至 年 月 日)

年 月 日現在

研 修 の 期 日	研 修 の 内 容	指 導 員 氏 名 お よ び 資 格	対 象 従 業 員 数	参 加 従 業 員 数
			(注1)	(注2)
指 定 団 体 の 証 明 欄	上記の研修については本団体の指導により行われた（行われる）ものである。 年 月 日 （指定団体名） （代表 ） 印			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(注1) 研修の対象として予定している従事者の数を記入して下さい。

(注2) 計画の場合、参加従事者数は記入する必要はありません。

(参考) 1 清掃業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業のみ必要。

2 初めて、登録する場合は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画。再登録の場合は過去6年間の実績および今後1年間の計画について記載すること。

3 指定団体の指導を受けた講習会については、その旨の証明を受けること。（ただし過去の実績についてのみ）

作業実施方法等

年 月 日現在

	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業 編 成			
作業 手 順 等			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(参考) それぞれの業種の作業手順については「平成14年3月26日付け健衛発第0326001号、第4-2(6)ア〜ク」参照

作業実施方法等

年 月 日現在

業務を委託する際の手順および委託した業務の実施状況の把握方法

苦情および緊急の連絡に対する体制

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号（第5条関係）

登録事項等変更届出書 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により登録を受けた事項について、次のとおり変更が生じたので、同法施行規則第33条第1項の規定により届け出ます。		受 付 欄
届出者	ふ り が な 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） ー
登録を受けた事業の 区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
変更年月日		年 月 日
変更 内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

様式第 6 号（第 5 条関係）

登録事業廃止届出書 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定による登録を受けた事業を廃止しましたので、同法施行規則第 33 条第 1 項の規定により届け出ます。		受 付 欄
届出者	ふ り が な 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） ー
登録を受けた事業の 区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
事業廃止年月日		年 月 日

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

2 届出者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類 登録証明書

様式第7号（第6条関係）

登録証明書書換え交付申請書 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行 細則第6条の規定により、次のとおり登録証明書の書換え交 付を申請します。		受 付 欄
申請者	ふりがな 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） ー
登録を受けた事業の 区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
変更年月日		年 月 日
変更 内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 申請者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。

3 添付書類 登録証明書

様式第8号（第7条関係）

登録証明書再交付申請書 年 月 日 （宛先） 大津市保健所長 大津市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行 細則第7条の規定により、次のとおり登録証明書の再交付を 申請します。		受 付 欄
申請者	ふ り が な 氏 名	年 月 日生
	住 所	〒 電話（ ） ー
登録を受けた事業の 区分		
登録番号		
営業所の名称		
営業所の所在地		
再交付を受ける理由		

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
- 2 申請者が法人であるときは、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 3 添付書類 登録証明書を破損し、又は汚損した場合は、当該登録証明書

登録証明書紛失届

届 出 者 氏 名

届 出 者 住 所

営 業 所 の 名 称

営 業 所 の 所 在 地

登録を受けた事業の区分

私は、登録証明書を紛失しましたので、紛失届を提出します。なお、登録証明書を発見したときは、速やかに返納いたします。

年 月 日

届 出 者

(宛 先)

大 津 市 保 健 所 長 様

建築物清掃業の記載例

様式第4号（第4条関係）

登録申請書		受付欄
(宛先) 大津市保健所長 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定により、登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。		○○年○○月○○日
申請者	ふりがな 氏名	かぶしがいいしやおおつしやくしょ 株式会社大津市役所 だいひょうとりしまりやく おおつたろう 代表取締役 大津 太郎 年 月 日生
	住所	〒520-8575 大津市御陵町3-1 電話 (○○○) ○○○○-○○○○
登録を受けようとする事業の区分		建築物清掃業
営業所の名称		株式会社大津市役所 大津営業所
営業所の所在地		大津市浜大津四丁目1-1
営業所の責任者の氏名		大津 花子

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 申請者が法人であるときは、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所を記載すること。

登録申請書の日付と同一にすること。

名 称	型 式	数 量	購入年月日
真空掃除機	大津株式会社製 OOTSU-100V	6	〇〇年〇〇月
床みがき機	滋賀株式会社製 SHIGA-100V	4	〇〇年〇〇月

「作業実施方法等」記載する機械器具と整合させること。

- 20 -

登録申請書の日付と同一にすること。

監督者等名簿

〇〇年〇〇月〇〇日現在

監督者・実施者等の別	氏 名	業 務 範 囲	経験年数	資 格 の 種 別	資格取得年月日
(注1) 清掃作業監督者	大津 太郎	(注2) 清掃作業業務全般 監督者が複数いる場合には、 それぞれの業務分担を記載する。	15年	(注3) 清掃作業監督者講習会修了 第〇〇〇号	〇〇年〇月〇日

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(注1) 清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業の場合は防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者および空気環境測定実施者について記入する。

(注2) 監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を書く。

(注3) 〇〇講習会修了、建築物環境衛生管理技術者免状保有者等と記入する。

登録申請書の日付と同一にすること。

研修実施状況(計画)
(自 〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇年〇〇月〇〇日)

〇〇年〇〇月〇〇日現在

研修の期日	研修の内容	指導員氏名および資格	対象従業員数	参加従業員数
〇〇年〇月〇日	1 機械器具の種類と使用方法 3時間 2 資材の種類と使用方法 1時間 3 安全及び衛生 1時間 4 建築物の環境衛生行政 1時間 5 作業従事者の責任と責務 1時間 新規登録: 過去1年間分の実績を記載。 再登録: 過去6年間の実績を記載。	大津 太郎 (清掃作業監督者)	(注1) 〇人	(注2) 〇人
指定団体の証明欄	上記の研修については本団体の指導により行われた(行われる)ものである。 年 月 日 (指定団体名) (代表) 印			

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(注3) 研修の対象として予定している従事者の数を記入して下さい。

(注4) 計画の場合、参加従事者数は記入する必要はありません。

(参考) 1 清掃業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業のみ必要。

2 初めて、登録する場合は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画。再登録の場合は過去6年間の実績および今後1年間の計画について記載すること。

3 指定団体の指導を受けた講習会については、その旨の証明を受けること。(ただし過去の実績についてのみ)

登録申請書の日付と同一にすること。

研修実施状況（計画）
（自 ○○年○○月○○日 至 ○○年○○月○○日）

○○年○○月○○日現在

研修の期日	研修の内容	指導員氏名および資格	対象従業員数	参加従業員数
（今後1年間の計画） ○○年○月○日 （予定）	1 機械器具の資材の使用方法（床材別） 1.5時間 2 機械器具の資材の使用方法（場所別） 1.5時間 3 安全及び衛生 1時間 4 環境問題 1時間 5 最新技術の動向 1時間 新規登録及び再登録： 今後1年間の計画を記載。	大津 太郎 （清掃作業監督者）	（注1） ○人	（注2）
指定団体 の証明欄	上記の研修については本団体の指導により行われた（行われる）ものである。 年 月 日 （指定団体名） （代表） 印			

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

（注1） 研修の対象として予定している従事者の数を記入して下さい。

（注2） 計画の場合、参加従事者数は記入する必要はありません。

（参考） 1 清掃業、空気調和用ダクト清掃業、飲料水貯水槽清掃業、排水管清掃業、ねずみ昆虫等防除業、環境衛生総合管理業のみ必要。

2 初めて、登録する場合は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画。再登録の場合は過去6年間の実績および今後1年間の計画について記載すること。

3 指定団体の指導を受けた講習会については、その旨の証明を受けること。（ただし過去の実績についてのみ）

登録申請書の日付と同一にすること。

作業実施方法等

〇〇年〇〇月〇〇日現在

	作業班	監督者等	使用する機械器具
作業 編 成	第1班	大津 太郎	真空掃除機、床みがき機
作業 手 順 等	以下の事項について記載すること。 ・作業工程(日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。) ・機械器具等の点検の方法 ・清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法 ・作業報告作成の手順 ⇒記載例は、次のページ		

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(参考) それぞれの業種の作業手順については「平成14年3月26日付け健衛発第0326001号、第4-2(6)ア〜ク」参照

作業実施方法等

〇〇年〇〇月〇〇日現在

作業手順等	1 床面の清掃については、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況を点検し、必要に応じ、再塗布等を行う。 2 カーペット類の清掃を行うにあたっては、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行う。洗剤を使用したときは、洗剤分がカーペット類に残留しないようにする。 3 日常的に清掃を行わない箇所については、6月に1回以上、定期的に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行う。 4 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫については、定期的に目視等により点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行う。 5 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水は、建築物外への環境への影響を十分に配慮した上で以下のとおり処理する。 (1) ごみについては、自社に持ち帰り、専門業者に処理を委託する。 (2) 排水については、必要に応じて中和等の処理を行い、公共下水道等へ流入する経路に排水処理するか、自社に持ち帰り、専門業者に処理を委託する。 6 作業終了後、次の事項等を記載・添付した清掃作業報告書を2部作成し、1部を依頼者へ提出し、もう1部を自社で5年間保管する。 ・清掃実施年月日 ・実施者氏名 ・作業内容 ・点検及び補修内容 ・洗剤等の種類及び分量 ・作業前後のカラー写真
-------	---

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

(参考) それぞれの業種の作業手順については「平成14年3月26日付け健衛発第0326001号、第4-2(6)ア〜ク」参照

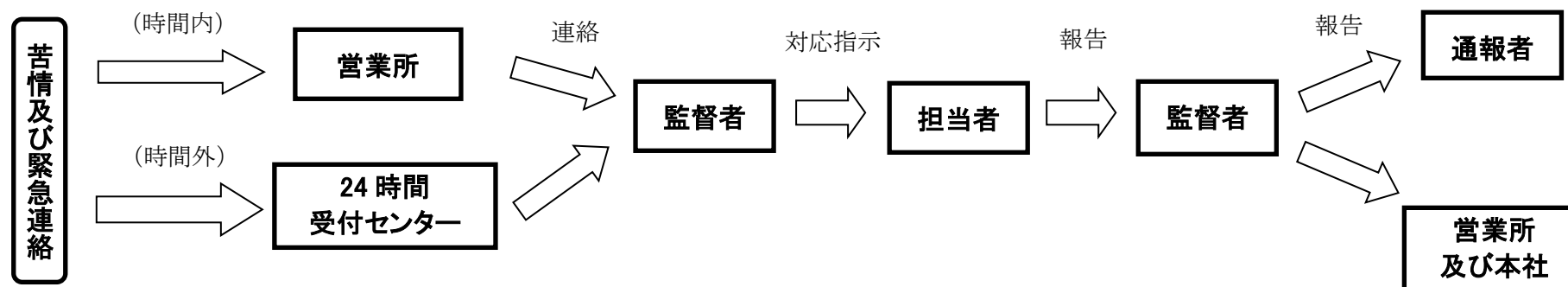
作業実施方法等

〇〇年〇〇月〇〇日現在

業務を委託する際の手順および委託した業務の実施状況の把握方法

- ① 建築物登録業者の中から委託先を検討する。
- ② 委託候補者の作業内容の下見し、また、過去の実績及びクレーム状況を把握した上で委託を決定する。なお、業務を委託する時は、あらかじめ依頼者に受託者の氏名、委託する業務の範囲及び期間等を通知する。
- ③ 業務委託後は、受託者から業務の実施状況について定期的に報告を受け、その業務内容が適切であるか常時確認する。

苦情および緊急の連絡に対する体制



(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。